

要約)登録異議の引用商標(登録商標)が後に不使用取消審判において取り消された事案。

原告は、平成17年3月7日、商標「大阪プチバナナ」(本件商標、指定商品第30類)について商標登録出願をし、平成17年9月30日に設定登録がなされた。

その後、商標「大阪ばな奈」(引用商標、指定商品第30類)の商標権者(以下、「A」という。)は、同商標を引用商標として登録異議の申立てを行い、特許庁は、平成19年4月19日、法4条1項11号に基づき、本件商標を取り消すとの決定を行った(本件決定)。

本件は、原告が同決定の取消を求めた事案である。

なお、原告は、本件訴訟を提起すると共に、平成19年2月28日、引用商標(「大阪ばな奈」)について不使用取消審判を請求し(50条1項)、特許庁は、Aが何ら答弁を行わないことから、平成19年6月19日、引用商標を取り消す旨の審決を行った(引用商標に係る商標登録は、同取消審判請求の登録日である平成19年2月28日に消滅(54条2項))。

本件訴訟において、裁判所は、引用商標を取り消す旨の上記審決を前提とし、「本件商標と引用商標は、外観は類似せず、観念はある程度類似し、称呼は共通する点があるものの異なる点もある程度であり、これらの諸要素に、取引の実情として、本件商標登録の登録査定時(平成17年8月23日)に本件商標には一定の信用が形成されていたものの引用商標に何らかの信用が形成されていたとはいえないという事実があることを総合勘案すると、本件商標登録の登録査定時たる平成17年8月23日の時点において商品の出所を誤認混同するおそれがあったとは認められないというべきであり、本件商標と引用商標が類似するということとはできない。」とし、本件決定には誤りがあると判示した。

なお、原告は、引用商標が平成19年2月28日に消滅したとみなされることを根拠として、本件決定日(平成19年4月19日)には、引用商標に係る商標登録は消滅していたとし、同決定の違法を主張したが、裁判所は、4条1項11号の判断基準時は、本件商標の登録査定時(平成17年8月23日)であることを理由として、原告の同主張を排斥した。

以上

(弁護士 井上 義隆)